

【悪魔】 昨年12月に成立した教育基本法の改正には、いろいろな意見が出されているようです。改正に賛成にせよ反対にせよ、なぜ皆さんあれほどまでに熱心なのですか？ 何か具体的なことが書かれているわけではないんでしょう？

【天使】 それは違う。教育に関する基本原則が書かれているからこそ、賛否をめぐって大きな議論が起きるのだ。むしろ、教育に関しては、憲法以上の意味を教育基本法は持っていると言いうことができるかもしれない。

【悪魔】 私にとっては、憲法も教育基本法も、国会議員の多数決で決まった読みづらい文章としか思えません。その中に例えば「愛国心」と一言入れるか入れないかで、なぜあんなに大騒ぎが起きるのか、全く理解できません。

【天使】 教育に関する具体的な規制は、教育基本法に書かれている原則を基にして実施されることになるから、教育基本法に明文の規定があるか否かは、具体的な規制の合法違法を争う

悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第1話

教育と教育基本法

際の、解釈の重要な出発点となる。また、そもそも、教育基本法に書かれている原則に基づいて、具体的な教育自体も実施されることになるから、教育基本法の条文に何が書かれているかは、日本の教育全体の方向性を決定づけることになるのだ。

【悪魔】 でも、そのご説明は、明文の規定がなければ何をやっても構わない、という、かなり危険な考え方を含んでいませんか？ それよりも、何が正しいことを自分で考えて、変なことが書いてある法律は守らなくてもいいし、法律に書かれていなくても正しいことは自分で行え、と教える方が、よほど子どもたちにとって大切なのではないですか？

【天使】 悪法もまた法なり、という法格言があるように、法律によって社会秩序を守ろうとする以上、気にいらぬ法律は守らない、ということは許されない。それに、法律の最終的な解釈は、事件が発生した後に裁判所で確定されることになるから、裁判官が恣意的な解釈を行うことのないよう、明文で原則を規定しておく

ことが必要なのだ。

【悪魔】 裁判官の行う解釈をそこまで信用していないのに、その裁判官によって下される判決の権威や正しさを信じている、というのは、大きく矛盾していると思いますね。それに、何でもかんでも裁判に引き付けて考えようとするのは、法律家のみなさんの悪い癖ですよ。教育の一番大事な目的は、教育基本法の解釈を裁判で争うことではなくて、子どもたちが社会生活を行っていくうえで知識や考え方を教えていくことのはずでしょうか？

そのときに、教育基本法だの憲法だのという権威を振りかざして、ここにこう書かれているからこれは正しいんだ、と教えることは、本当に問題がないのでしょうか？

要するにですね、教育基本法改正に賛成している人も反対している人も、法律の条文に書かれているからこれは正しいんだ、という考え方を持っている点では一致しているわけなんですよ。議論をしているご本人たちがそのことにお気づきかどうか、私にはよくわかりませんけどね。



【天使】 教育基本法にせよ、憲法にせよ、みんなが大事だと思つて守らないことには、法律の目的とする社会秩序は成り立たなくなつてしまふ、ということも、重要な教育の対象だ。法律を守らない人間ばかりになったら安心して生活ができなくなるだろう。

【悪魔】 法秩序が保たれているかどうかと、法律の条文にどんな言葉が使われているかとは、全く関係がないと思いますね。条文に何が書かれていようと、まともな人間が動かす社会だったら法秩序は必ず成り立ちます。教育だって同じことです。教育者の人格がまともであれば、法律に何が書かれていようと子どもたちは立派に成長しますよ。

条文の言葉だけをめぐつてあれだけの騒動が起きるといふのは、教育者が子どもたちに対して何を正しいと教えてよいのか、自信をなくしてしまつていくことの証拠のようにしか思えないですね。